

免許証返納届（法第8条）

1 内容

免許証の有効期限が満了し、又は免許を取り消されたときは、15日以内に返納届出書とともに免許証を返納します。

- ・免許を更新した場合には、前年の12月31日で有効期限を満了した旧免許証を、この届出書により1月15日までに返納してください。

2 提出書類、部数

- ・免許証返納届 2部
- ・免許証原本

※ 控えを含まない部数です。控えは別にご用意ください。

3 手数料

なし

4 提出時期

届出の事由が生じた時から15日以内

5 提出先

各保健福祉事務所 企画経営課